

令和5年12月

一般財団法人 鳩ヶ谷中央病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成29年9月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出ください。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などありましたら当院職員までご相談ください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【一般名処方とは】お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様氏名なお薬が提供しやすくなります。

一般財団法人鳩ヶ谷中央病院

医療情報取得加算について

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し

薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、以下の点数を算定します。

【医療情報取得加算】

- ・ 初診時 1点
- ・ 再診時 1点 （ 3月に1回限り算定 ）

一般財団法人 鳩ヶ谷中央病院

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では、患者さんの状態に応じて

- ・28日以上 of 長期処方
- ・リフィル処方せんの交付

が対応可能かを担当医が判断致します。

なお、患者さんの状態に応じ、 ・長期の処方を行うこと ・リフィル処方せんを発行すること
のいずれの対応も可能です。

一般財団法人 鳩ヶ谷中央病院